

令和6年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第4日）						
招集年月日	令和6年6月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和6年6月14日	9時30分	議長	江口孝二	
	閉会	令和6年6月14日	10時55分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席10名 欠席1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大鋸美里	出	7番	竹下泰信	出
	2番	森田政則	出	8番	田川浩	出
	3番	峰正雄	出	9番	所賀廣	欠
	4番	江口孝二	出	10番	川下武則	出
	5番	山口一生	出	11番	坂口久信	出
	6番	待永るい子	出			
会議録署名議員	7番	竹下泰信	8番	田川浩	9番	所賀廣
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今泉哲也		(書記) 下川慎二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 財政課長 企画商工課長 町民福祉課長 健康増進課長	永淵孝幸 每原哲也 岡陽子 津岡徳康 西村芳幸 萩原昭彦 田崎哲次 中溝忠則	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 会計管理者 学校教育課長 社会教育課長 太良病院事務長	川崎和久 片山博文 羽鶴修一 安本智樹 森川陽子 與猶正弘 西田一夫 井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和6年6月14日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 令和5年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 議案第30号 太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第31号 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第32号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第33号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第34号 太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第35号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第8 議案第36号 令和5年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約の締結について
- 日程第9 議案第37号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第38号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第39号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第40号 令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第41号 令和6年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第2 意見書第1号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書（案）の提出について

---

午前9時30分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議につきましても国スポ・全障スポのサポーターズウェアを着用して行います。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

#### 日程第1 報告第1号

##### ○議長（江口孝二君）

日程第1. 報告第1号 令和5年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

##### ○7番（竹下泰信君）

せんだって繰越しの計算書に従いまして説明があったところですが、今回の翌年度への繰越額を見ますと2億782万円ほどになっております。前年度で説明があった分については8,957万円ぐらいということで、今回1億円以上の繰越額が増加してます。その内容を見ますと、一番上の総務費の戸籍住民の基本台帳費が800万円ほど、全体の金額から見ると97.4%繰り越してるという状況になってます。次の戸籍住民の基本台帳、同じ項ですけれども、これについては100%ですね。次の住民基本台帳システムの改修委託料につきましても100%、中ほどに行きまして、農林水産業のため池の業務の委託料ですけれども、これについても100%、下から3行目の物価高の高騰の対応重点支援事業ということで、地域共通の商品券の給付事業というのが4,100万円ほど残っておりまして、これの繰越率というのは94.8%、非常に高額になっております。この繰越額が多くなった理由をお尋ねしたいというふうに思います。

##### ○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

令和5年度からの繰越額が多くなった理由ですけど、一番大きな理由としては、令和5年度の国の補正予算に伴い、12月に国が予算計上した分がございます。その分については町の12月補正予算には当然間に合いませんでしたので、3月補正予算で計上することになったということで、工期等が取れないということで繰越しをして、必然的に今年度への繰越しが大きくなったということがございます。

以上でございます。

##### ○7番（竹下泰信君）

そしたら、繰越額が多い項ですたいね、これについてはそういう理由ということで理解してよろしいんですかね。

##### ○財政課長（西村芳幸君）

議員お見込みのとおりでございます。

○7番（竹下泰信君）

こういう事業につきましては、システムの移行にしる業務の一環だというふうに思ってるんですよね。ですから、繰越額が多くなれば、やはり業務に支障もくるでしょうし、業務の効率化も損なわれるんじゃないかなろうかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

当然、繰越額が多くなれば今年度への負担は多くなります。ですが、この戸籍関係のシステム改修委託料につきましては国が示す様式がございまして、そちらの様式変更の提示が遅れたことということですので、こちらのほうではどうしようもなかったということ、ということになっております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、以上、報告第1号を終わります。

日程第2 議案第30号

○議長（江口孝二君）

日程第2. 議案第30号 太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第30号 太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第31号

○議長（江口孝二君）

日程第3. 議案第31号 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第31号 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第4 議案第32号

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議案第32号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第32号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第5 議案第33号

○議長（江口孝二君）

日程第5. 議案第33号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第33号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第6 議案第34号

○議長（江口孝二君）

日程第6. 議案第34号 太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第34号 太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 議案第35号

○議長（江口孝二君）

日程第7. 議案第35号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（田川 浩君）

議案第35号について質問いたします。これは、佐賀県の後期高齢者医療広域連合規約の変更ということですが、提案理由の説明の中では、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、その広域連合の規約を一部変更するということでしたが、新旧の対照表を見ておきますと、まず現行の「被保険者証及び資格証明書の引渡しをする」というところが、改正後には被保険者証が取れて、「資格確認証等の引渡し」になるということでした。

それで、この被保険者証というのは簡単に申すと保険証のことだと思うんですけど、今までは市町村のほうで渡していたということが渡さなくなったということでしょうけれど、保険証を渡さなくなったということでもいいんでしょうかね、まず。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

先ほど、議員のほうから被保険証を渡さなくなったということでもいいかという御質問だったと思います。

町長の提案理由のほうで令和6年12月2日より被保険証が発行されなくなることに伴って、今後につきましては、被保険者証は発行できないんですけど、マイナ保険証をお持ちでない方につきましては資格確認書として現行の被保険者証——これはカード型があるんです——と同等のものを12月2日以降に発行する予定でございます。

少し簡単に細かく申し上げますと、現在後期高齢者の医療保険証には有効期限が設けられております。現在、後期高齢の皆さんのお手元にある保険証につきましては、令和6年7月末まで医療機関で使用が可能となっております。また、来月7月20日ぐらいには、後期高齢者医療広域連合のほうより、新たな保険証が自分の手元に届く運びとなっております。有効期限につきましても、令和7年7月までは有効となっております。現状と同じく、その医療機関での使用が可能となっております。

ただし、新しく広域連合から送られてきた保険証につきましては、紛失した場合、令和6年12月2日以降は保険証が発行されなくなりますので、その間は先ほど申し上げました資格確認書、これはカード型になるんですけど、それを町で発行する形になります。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

今の説明によりますと、広域連合のほうでは今年の7月までは、今グリーンだと思うんですけど、要するに保険証を配っている。その後も1年間は、来年の7月まで有効のやつをまた配る。令和6年12月2日を過ぎたら、なくした場合にはもう配らないということで、それでなくした場合は町のほうでそういった資格証明書を配るということで、まとめるとそうい

うことでいいんですかね。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

先ほど議員のほうから、今回、来月7月20日頃に新しく保険証が手元に届きます。それを紛失した場合は、町のほうで資格確認書、これはカードなんですよ、カード型を発行する予定でございます。

以上でございます。

**○8番（田川 浩君）**

そうしましたら、来年の7月まで有効のやつを、また今年広域のほうで配られるということだったんですけれど、毎年毎年そうやって広域のほうからそれを配られるということなのか、もう来年の7月でそれは終わるのか、これはどうなんですか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

来年の7月で保険証はなくなりますので、配付はございません。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

来年の7月で保険証の交付がなくなるということなんですけども、マイナンバーカードを紛失した場合の取扱いの話があったと思うんですが、緊急で、例えば病院に行ったとかというときは、基本的に10割負担というか、全額その場で負担するような感じになるんでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

マイナンバーカードをなくした場合につきましては、病院のほうで10割負担をしていただいて、その後償還払いで7割額が戻ってる運びになるかというふうに考えております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

その償還の手続というのは、簡単にできるものなんでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

健康増進課のほうの窓口で申請書を書いていただければ、簡単にできるものです。

以上でございます。

**○議長（江口孝二君）**

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第35号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第8 議案第36号

○議長（江口孝二君）

日程第8. 議案第36号 令和5年度道路メンテナンス事業豊足橋架替工事の請負変更契約の締結についてを議題といたします。

川下武則君は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

〔川下武則議員退場〕

○議長（江口孝二君）

質疑の方ありませんか。

○3番（峰 正雄君）

昨年のちょうど選挙の折にもあそこは通行止めで通られなかったと記憶しておりますけど、ノリの期間中も中止をするということで、最終、橋が完成するのは大体いつ頃になるのか教えていただきたいと思います。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

ノリの時期はどうしてもできませんので、今年度、瀬戸側の橋台と河川の中央の橋脚の発注を予定しております。その後、令和7年度に上部工を発注する予定ではありますけども、進捗状況によっては、予定では令和8年度中の完成を目指しているところでございます。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

今回、契約変更ということで204万円ほど変更による増額になってます。この増額の理由と増額の根拠についてお尋ねしたいというふうに思います。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

増額の理由ですけども、ノリの養殖に伴って工事中断をしたことによって、工期を延長しております。工期を延長したことによって進入路、作業ヤードに敷鉄板を敷いてますけども、

その賃料、その分の日数が146日延長したことによった、主なものとしては、増額したということでございます。

以上でございます。（「根拠」と呼ぶ者あり）

**○7番（竹下泰信君）**

根拠もと思ったんですけど、ノリの養殖の関係については、以前からそういうことを予想されたというふうに思ってるんですけども、何で、ノリの養殖のことを当初は検討されてなかったということになりますかね。

**○建設課長（安本智樹君）**

お答えします。

早ければ3月からできたりとか、ノリの関係で時期のずれとかが、ひょっとして3月の頭からできたりとかする可能性もあったということで、その分は当初の予算では見てないのが現状です。

以上であります。

**○7番（竹下泰信君）**

増額された内容ですたいね。何で200万円になったのかというのはいかがですかね。

**○建設課長（安本智樹君）**

お答えします。

先ほども申しましたけども、仮設ヤードに敷鉄板を敷いております。その分の賃料が期間の分、長くなったための増額ということなんです。

以上でございます。

**○議長（江口孝二君）**

ほかに質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江口孝二君）**

討論ないので、採決します。

議案第36号 令和5年度道路メンテナンス事業豊足橋架替工事の請負変更契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（江口孝二君）**

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

川下武則君は入場してください。

〔川下武則議員入場〕

**日程第9 議案第37号**

**○議長（江口孝二君）**

日程第9．議案第37号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○6番（待永るい子君）**

12ページ、総務の備品購入についてお伺いをします。

新年度予算で112万円、備品購入については計上がされておりますけれども、また新たに補正を5万円組んでありますけれども、これは何を買われるのでしょうか。

**○総務課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

庁舎の清掃用の掃除機でございます。毎日、掃除の業務委託の方にフロアの掃除をしていただいているんですけども、その業務用の掃除機のコードが断線をいたしましたので、修理不能ということで、新たに買い直すというための予算でございます。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

そしたら、備品の予算を組まれるときに、何百何十何円とかというまでぎりぎり組んであるんですか、普通、予算を組まれるというのはちょっと多めに、足りなかつたら困るから多めに組んであると思うんですけども、その中に食い込めない、そういう状況だったのでしょうか。

**○総務課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

備品購入につきましては、そのほかに備品を購入する用途を決めておりますので、目的別に予算を組む必要がございます。基本的には、あまり多めに予算取りをしますと、ほかのほうに振り向ける財源が少なくなりますので、なるべくそういうことがないようにいたしてるところでございます。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

23ページの観光費、地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業補助金150万円ということとありますけれども、こちらの中身について教えてください。

**○企画商工課長（萩原昭彦君）**

お答えいたします。

令和5年度に、学生向けに太良町の新しい観光コンテンツの募集をいたしました。そこでの最優秀の作品というか、アイデアを今年度の事業として観光協会が取り組むものでございます。

サイクリングを通して多良から大浦方面とか町内を、海を眺めながら新たな観光スポットとかいろんなところを堪能していただいたり、新たな観光スポットを発見していただいて、それをSNS等で発信していただいて、効果的にそれを観光の誘客につなげる取組として今回計上しております。

以上です。

**○5番（山口一生君）**

150万円ということなんですけども、提案をしてくれた学生というのは、大学生とか高校生とか、こういった年齢の方なんでしょうか。

**○企画商工課長（萩原昭彦君）**

お答えいたします。

対象者は大学生でございます。

なお、事業費としましては、総計で260万円の事業でございます。そのうちの補助金が一般社団法人から150万円、今回歳入のほうにも上げとりますけども、歳入が入った分をトンネルとして観光協会へ流す分の事業費を計上しております。

以上です。

**○5番（山口一生君）**

これまであまりなかったような、すごくいい事業になるのかなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

**○7番（竹下泰信君）**

12ページの中ほどですけれども、移住定住促進事業の補助金が400万円ほど上がっております。これについては説明の中で、移住促進とか定住促進についての経済的支援の金額ということで、今後の所要額の見込みで400万円ほど上がるという説明がありましたけれども、これについての具体的中身についてお尋ねしたいと思います。

**○企画商工課長（萩原昭彦君）**

お答えいたします。

この補助金につきましては、空き家情報バンクに登録した空き家の売買または賃貸契約等を行う方に対しまして補助金を交付するものでございます。

なお、事業の積算内容につきましては、既に移住・定住の補助金を予定されてる方が2名、今後予定をされてる方が6件、合わせて8件で、自宅改修とかの空き家の改修等に係る経費の補助ということで合計1,000万円ですので、その差額を今回補正をしているところでございます。

以上です。

**○7番（竹下泰信君）**

そしたら、その8件の分の見込額ということで400万円ということよろしいんですかね。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

これは、現時点でつかんでおる、一応8月までに申請があるだろうという概算でございますので、今後またそういった案件がありましたら、その機会に補正をお願いするケースはあると思います。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

具体的な基準というのは設けてありますかね。この補助に対する基準ですけど。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

すみません。基準というのは何を基準、補助の基準。（「例えばですたいね」と呼ぶ者あり）

○7番（竹下泰信君）

例えば、空き家2名と6件ってあったですよ。2名の方と6件のあれが今まであったというようなことやったんですけど、2名でどれくらいになったのか6件でどれくらいになったのか、その基準ですけど。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

補助の内容によるんですけども改修の場合最高200万円とか、実績額の2分の1ですので、額がいろいろその方によって変わってきます。

最初に2名申し上げた方の額を申しますと、1件の方が100万円、もう一人の方が200万円ということで合計300万円ですね。あとの6件の方は、売買による利用者改修の方が4件、賃貸による利用者改修の方が2名ということで情報をつかんでおります。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

14ページですけど、予防接種の健康被害ということで、国から健康被害を認定された方が、106万円予算組んでありますけど……。

○議長（江口孝二君）

峰議員、ちょっと。何ページって言った。（「18ページ」と呼ぶ者あり）

○3番（峰 正雄君）

すみません。タブレットにすみませんね。いいですか。

○議長（江口孝二君）

再度質問をお願いします。

○3番（峰 正雄君）

すみません。予防接種の健康被害ということで、国が認めた方に給付をするというように

なっておりますけど、予防接種を受けて、何の予防接種で被害を受けられたのか、また何名ぐらい被害者の方がおられるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

この健康被害につきましては、新型コロナワクチンの接種の被害で認定を受けられた方でございます。

なお、何名の方にこういったことがあられますかという御質問でしたけど、前例といたしましては前回2名の方が該当されて、今回1名の方が新たに追加されたことによるものでございます。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

26ページ、教育費についてですけれども、7番の報償費に特別支援教育研修の講師の謝金とその次に費用弁償が出ておりますけれども、特別支援の教育というのは今まで予算に組み入れられたことはなかったんですけれども、この研修をしなくてはいけないような、そういう必要性があったのかどうか、どういう経路でこういうふうに研修をするようになったのかをお伺いしたいと思います。

**○教育長（岡 陽子君）**

お答えいたします。

特別支援教育については、現在、通常の学級、それから通級による指導、個々の持つ困難を克服するための言葉や学びの教室に通常の学級から通うという、そういった通級による指導、それから特別支援学級といった多様な学びの場を学校の中で整備充実をするというのを国も県も進めているところです。

令和4年度の文部科学省の調査結果を見ますと、小・中学校の通常の学級で学習面または行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合は、小・中学校平均で8.8%でございます。この8.8%というのは学習障害——LDと呼ばれるもの——それから注意欠陥多動性障害——ADHDと呼ばれるもの——それから自閉的傾向など様々な、それが入り乱れたいろんな症状を持った子供たち、それが8.8%、国の平均です。

特にこれは小学校で高い傾向にあって、例えば小学校2年生では12.4%と高くなっています。これは30人学級で4人程度ということになります。このパーセンテージは年々高くなっているところでもございます。

こういった状況を踏まえて、教育委員会では今年度、学校教育の重点プランとして太良町豊かな人間力育成事業を掲げています。

具体的には、各教室で一人一人に最適な学習が行えるように、特に特別支援教育の充実のための工夫を各学校で進めているところです。その一環として今回、支援教育の専門家を招

いての研修を企画しています。

具体的には、ちょっと長くなってしまいましたがよろしいでしょうか。学習面や行動面で、学習に著しい困難を示す子供のいる学級に専門家を招いて、授業を見てもらって、一人一人の子供たちにどう指導するのか、その指導の在り方についての研修を企画したり、それから教員をはじめ特別支援教育支援員さん、専門家ではありませんので、そういう方も含めて専門性や力量を高めるための一斉研修を企画、運営しようと思っています。

また、夏休みには子供のセルフコントロール力、自分で自分の感情や行動を抑制できるような力、これは幼稚園から始めたほうがいいと言われているものです。小さなときからそういう力を子供につけていく、それがセルフコントロールですけれども、そういった研修、指導の在り方について夏休みには全教職員で研修を行う予定です。そのための研修として2人の専門家を予定しております。

以上でございます。

#### ○6番（待永るい子君）

たまに学校を視察するときに、なかなか、そういう子供たちが若干増えているのかなという、そういう感想を持っておりましたので、支援員さんというのは専門的なお勉強をやったりしてほしいなど常々思っておりましたので、大変遅過ぎたんじゃないかと、はっきり言って、そういう段階じゃないかなと個人的には思っておりますけれども、研修はどんな、ずっと続けていかれるつもりでいらっしゃるのか、予算も伴うとは思いますがその辺の教育長の決意はいかがでしょうか。

#### ○教育長（岡 陽子君）

お答えいたします。

まずは今年度、これを重点的にやってみるということです。次年度は次年度で、また重点事項もございますので、今年度やってみてよかったところは、予算が伴わずにやれることもございますので、継続して先生方の力量をアップする、あるいは支援員さんの力量をアップする、そういった研修は進めていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○6番（待永るい子君）

ぜひ、その辺に力を入れていただいて、やっぱり小さいときから訓練をしたら治る可能性が高いと言われてるので、ぜひ力を入れていていただきたいと思います。答弁要りません。

#### ○5番（山口一生君）

歳入のほうで、9ページで、B&G財団助成金700万円ということでありまして、体育館の1,300万円ほどの改修の工事の補助なのかなと思いますけれども、この700万円を受け取れる理由というか、そこを教えてください。

#### ○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

まず、B&G海洋センター、体育館につきましてはB&G財団によって建てられた建物でございます。この建物については、修繕助成についてもB&G財団のほうから補助をいただけるということで、今回補助対象経費の大体65%、700万円のほうを補正しているところでございます。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

ほかにもB&G財団さんから建ててもらった建物とかたくさんあると思うんですけども、その他のものの維持についても、こういった半額ぐらいの助成が未来永劫出続けるというようなことでよろしいんですかね。

**○社会教育課長（西田一夫君）**

お答えいたします。

これについては、修繕助成事業という事業なんですけれども毎年申請を行っております。毎年申請を行って、財団のほうから交付決定をいただいたら補助をいただいております。また、B&Gの艇庫とかの備品につきましても、こちらも申請をしてB&G財団のほうから認めていただいたら、艇庫で使う備品などについても50%の補助をいただいております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

町の結構大事なインフラを造っていただいて、助成をしていただいているかと思しますので、できればもっと密に連携をできるような状態をつくっていただいて、100%修繕費を出してもらえるようなところまでこぎ着けていただけたらなと思っています。

**○社会教育課長（西田一夫君）**

お答えいたします。

補助率の件ですけれども、今年65%という高い補助率をつけていただいております。これはB&G財団から毎年評価というのがあります。評価で特Aということで一番高い評価をいただいて、65%をいただいている状況でございます。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

先ほどの峰議員の質問に関連してですが、18ページの予防接種健康被害救済制度の給付費が106万2,000円予算に上がっております。健康被害の認定をもう一人受けられたということですが、この内容はこういった内容で認定を受けられたのか教えてください。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

この1名の方につきましては、令和4年10月に新型コロナワクチンの4回目の接種をされ



てるのが発端でございます。その後、12月ぐらいに外来と入院をされて今回の認定を受けたというふうになっております。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

認定については死亡なのか障害なのか、その辺はお分かりでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

この方につきましては、入院の分と外来の分の手当てでございますので、現在も経過は順調に回復されて、通院を予定されてるということでございます。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

通院されて、回復をされているということではしております。

私、昨日なんです但实际上に被害を受けたという方にお会いしまして、その方は、この例は本当にすぐに多分、申請をされたんだろうと思うんですが、ようやく1年たって、その方は集団接種会場ですぐに倒れてアナフィラキシーショックということで救急搬送をされた方なんです、その方自身、ワクチン起因のものであるということで医師から聞いていたので、回復は少しされて、今歩けるようになられてるんですが、やっぱりしばらくは歩けない状態が続いたという方なんです。

それで回復して、救済制度のほうに申込みをされているのかと思って確認したところ、全く自分の情報が上がっていないということに気づき、それでいろんな病院だったり役所だったり、そして情報がいろいろ錯綜して、なかなか自分の情報がないということで奔走して、1年たってようやく申請ができたという状況だったそうです。本当に私も聞いて驚いたんですが、そうするとその方が言うには、自分がこうなので、ひょっとしたら途中で申請をやめてる方が山ほどいるんじゃないかというようなことを言われたんですね。

それは、国が今、認定を出してるもので、これは5月21日の公表分で7,354件の救済制度が出ております。そのうちの593件が死亡認定ということになっております。これまでの四十数年間の通常のワクチンのもをはるかに超える被害が出ているという、この3年間足らずのワクチンなんです、これについて、やはり健康被害がまだこれからたくさん下りてくるであろう、そしてまたようやく回復して、一時期接種して体調が悪かったので自分も申請しようと思った人たちがひょっとしたらいるんじゃないかというところを昨日改めて思わされたところなんですよね。

そういった情報というものを、太良町ではお二人の方が、なおかつ同じロットの番号の方が亡くなっているという、このロットは3万本ありますので、やはり町内の中でその同じロットを打った方がたくさんいるんじゃないかと思うんですが、この辺についての健康調査と

というのは考えられているのでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

以前、ロットの件につきましては、大鋸議員のほうから御質問があったと思います。そのときにロット番号の検証につきましては行わないという旨の答弁を私がしたと思いますので、今後もロット番号の検証につきましては行わないということで御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

18ページ、大鋸議員の質問に関連したところで、定期予防接種委託料で2,273万8,000円ということで今回上げられていますけれども、これが何のためのどういった予算なのか、どういうワクチンを今回は想定されてるのか、そこを教えてください。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

この件に関しましては、先週、全協のほうでも御説明いたしましたが、その内容と重なる部分があるかと思えますけど、御説明したいと思えます。

この2,200万円等につきましては、新型コロナワクチンの接種についてでございます。議員も皆さんも御承知のとおり、国の特例臨時接種——これは接種費用が全額国費、無料——は令和5年度末をもちまして終了となりました。そこで、厚生労働省より令和6年度以降につきましても新型コロナワクチンの接種を行うという通知を受け、引き続き6年度以降につきましても個人の重症化予防により重症者を減らす目的で、新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類に位置づけて実施する旨がございました。

また、対象者につきましては、1つ、65歳以上の方、2つ、60から64歳で重症化リスクが高い方を対象に今年の秋に接種予定でございます。また、今回国の無料の注射が終了いたしましたので、町民の方には幾らかの応分の負担がございますので、その分は御理解していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

今回、秋以降接種を予定されてる、準備をしているワクチンはこれまで使われているものとは違うものという理解でよろしいでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

現段階におきましては、国のほうがワクチンを何にするということまではまだ通知がございませんので、現段階ではここではお答えできません。

以上でございます。

**○5番（山口一生君）**

重症化予防に向けてワクチンの接種をしたい方もいらっしゃるんじゃないかと、そのための補助ということで理解をしています。

以前、最近高齢者短大で、課長も健康について免疫力をアップしましょうみたいな講座をされてたかと思うんですけども、ワクチンを打つのと、そういった免疫を高めることを日々やっていくという、どちらが効果があるんでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

山口議員の質問につきましては、基本的にはこのワクチンを接種すれば、例えばワクチンを接種しなかった場合より接種したほうがワクチンの免疫力が高くなるという報告はいただいておりますので、接種したほうが、今のところ国のほうからは免疫力が高くなるという報告がございます。

以上でございます。

**○6番（待永るい子君）**

29ページの学校給食について、テールゲートリフターという、これ初めて聞くんですけども、これはどういう内容でしょうか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

このテールゲートリフターについてですけれども、給食配送用のトラックがあります。その後ろのほうは昇降式になっておりまして、トラックの荷台から、大浦小、大浦中ですけど、給食を受けるところに高さが合ってませんので、昇降させて給食を移動するという装置なんですけれども、法が改正されまして、令和6年2月からテールゲートリフターの操作をするに当たっては講習を受けないといけないというふうになっておりますので、ちょっと遅れましたけれども、今回計上させて運転手3名に研修を受けさせる予定としております。

以上です。

**○6番（待永るい子君）**

すみません。もうちょっと説明いただきたいんですけど、そこに合わせる、昇降台で合わせるというんですか、その荷台を、そのための技術ということですか。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

議員お見込みのとおりでございます。

**○6番（待永るい子君）**

すいません。そしたら、それは今年一回きりということですか、それとも何年かまたあるということですか。講習会というんですかね、それは。

**○学校教育課長（與猶正弘君）**

お答えします。

最初に講習を受ければ、後はずっといいという内容でございます。

以上です。

**○1番（大鋸美里君）**

先ほどの山口議員の関連です。18ページ、定期予防接種委託料ということで、新型コロナワクチンの60歳以上、65歳以上の方ということで予算が上がっておる内容ですね。国のほうからの委託業務と申しますか、国からのということですので、町でその形を調えるというふうに私自身認識しております。この接種の案内などは、どういうふうな形でされるのを予想されているのでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

先ほど答弁いたしました対象者につきましては、65歳以上の方と60歳から64歳の疾患を持たれる方が対象でございますので、その方々を対象に通知を出したいというふうに考えております。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

通知を出すということですが、ほかの市町村を見たときに、これまでのコロナワクチンもそうですし、ほかの接種についてもなんですが、やはりその内容の、今の現状を把握して、大阪の泉大津市の南出市長は、この新型コロナワクチンの被害の実態というのがあまりにも大きいのではないかということで、通常は案内を出すということをしてたようですが、きちんとこの情報を打たれる方が取っていただき、それでもしたいという方は打っていただくというような形を取られていたわけなんですね。なので、一律に全員に発送するという事はされてなかった自治体も結構あります。町としては、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○健康増進課長（中溝忠則君）**

お答えいたします。

繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたとおり65歳以上の方と60歳から64歳の基礎疾患をお持ちの方を該当に通知を出したいというふうに考えております。

以上でございます。

**○1番（大鋸美里君）**

通知を出すということで、分かりました。

国のほうは、これは国の事業になると思いますので、厚生労働省の武見大臣もそうなんですが、現在国の施策では、ワクチンの工場が日本中にたくさん造られているという施策があ

ります。そのワクチンの工場は何を作っているかという、レプリコンワクチンとって、これまでは新型コロナワクチンはメッセンジャーRNAワクチンだったんですが、それをまたさらに強烈にしたもの、自分の中で増殖させていくというものを今、開発中です。九州にも久留米だったりありますし、大きなところは南相馬の工場が、巨大なものできております。日本に今10か所くらいできているんじゃないかと、そしてそのワクチンを全国民にすぐに配給できるような形を調べていくということを行っているわけですね。

それも通常は治験というものを、最初はマウス、そしてモルモット、その後人間での第1相、第2相、第3相の治験を通して、その後、私たち一般の人に接種開始されるわけなんです、どういうふうに言ってるかという、日本の国民の皆さんで、マウスではせずにそのまま打つということをご公言されておりますので、そういったものが多分、秋のこの接種には入ってくるであろうと。そのことについて専門家の方々や有志の議員の方、医師の方々が、本当にこれは命を守らなきゃいけないということで、今国民運動が起きているところです。

こういったことをやはり一人一人が知って、国が推し進めるから進めるということではなくて、本当に命に関わることですので、私はもうこのワクチンについては本当に疑問だらけですし、我が子そして家族、ましてや皆様、町内の方々には、本当にこの事実を知っていただき、自分自身の命をしっかりと守っていただきたいなと思っているところです。

そういった情報を知ってるか知らないかで、今、戦時中だと言われるのは、本当にそのとおりだなというふうに思っているわけなんです、海外では機能獲得実験と言われて、生物兵器だということで、アメリカのほうでも、州では中止になっております。

そういったことを国は全く出しませんし、テレビやニュースでも全く言われませんので、何が起きてるのかを、やはり情報を取りにいって、その情報すらも消されるような時代に入ってきておりますので、そういったことをぜひ皆様に知っていただきたいとは思っております。すいません。質問はありませんが、長くなりすいません。

○議長（江口孝二君）

ほかに質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第37号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第38号

○議長（江口孝二君）

日程第10. 議案第38号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がありませんので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第38号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第39号

○議長（江口孝二君）

日程第11. 議案第39号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第39号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第12 議案第40号

○議長（江口孝二君）

日程第12. 議案第40号 令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第40号 令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第13 議案第41号

○議長（江口孝二君）

日程第13. 議案第41号 令和6年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第41号 令和6年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第14 閉会中の付託事件について

○議長（江口孝二君）

日程第14. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（江口孝二君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

お諮りします。ただいま配布いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

#### 追加日程第1 選挙第1号

○議長（江口孝二君）

追加日程第1. 選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

太良町選挙管理委員及び補充員の任期が令和6年7月3日をもって満了するので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、議会でこれを選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名



推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

重ねてお諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に井手カツ子さん、小川のち子さん、大江辰則君、馬場順子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長より指名いたしました方を選挙管理委員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました井手カツ子さん、小川のち子さん、大江辰則君、馬場順子さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に中島康子さん、杉田進君、中川博文君、岡靖則君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長より指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人として定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中島康子さん、杉田進君、中川博文君、岡靖則君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

## 追加日程第2 意見書第1号

○議長（江口孝二君）

追加日程第2. 意見書第1号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書（案）の提出

についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第1号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきましては、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決定しました。

重ねてお諮りします。今定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これをもちまして令和6年第3回太良町議会定例会第2回を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣